

石狩市監査委員告示第4号

令和2年度監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の11第4項の規定による監査を実施したので、同項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

1 監査結果報告

北石狩公平委員会の運営事務について

収入金の収入事務においては、公平委員会負担金について、積算資料、歳入簿、収入原簿等の関係書類を監査した結果、事務処理は適正に執行されていると認められた。また、支出事務については、委嘱に関する決定書等の関係書類を監査した結果、事務処理は適正に執行されていると認められた。

令和2年8月27日

石狩市監査委員 百井宏己

石狩市監査委員 花田和彦